

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省28－③)

政策分野名 【施策名】	生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓				担当部局名		食料産業局(国際部、農村振興局) 【食料産業局企画課／食文化・市場開拓課／輸出促進課／産業連携課／知的財産課／バイオマス循環資源課／再生可能エネルギーグループ／食品流通課／食品製造課、国際部海外投資・協力グループ、農村振興局整備部地域整備課】			
政策の概要 【施策の概要】	食料の安定供給という重要な役割を担っている農業や食品産業 ^(注1) が持続的な発展をするためには、消費者の多様なニーズに的確に対応するとともに、国内外の新たな需要の取り込みを図っていくことが重要である。 このため、農業者が明確な事業戦略の下で、食品産業事業者や他の農業者等とも緊密なコミュニケーションを図るなど積極的に連携しつつ、主体的に取り組む6次産業化や農商工連携を促進する。また、食品産業が消費者ニーズに対応した食品を安定的に供給し、国内農業とも深く結び付いた地域の主要産業としての役割を十分に発揮していくことができるよう、中小規模の事業者も含めた食品産業全体の競争力の強化に向けた取組を促進する。				政策評価体系上の 位置付け		食料の安定供給の確保			
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第3 1(3)生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定、平成27年6月30日改訂) 第Ⅱ 二. テーマ4(2)①Ⅱ) 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂) Ⅲ 施策の展開方向 1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進 2. 6次産業化等の推進				政策評価 実施予定時期		平成31年8月			
施策(1)	6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業者が明確な事業戦略の下で、食品産業事業者や他の農業者等とも緊密なコミュニケーションを図るなど積極的に連携しつつ、主体的に取り組む6次産業化や農商工連携を促進する必要がある。 このため、農産物や食品等の生産・加工・流通過程において価値をつなぎ、高めていく「フード・バリューチェーン」の構築や、各段階におけるイノベーションを通じた新たな価値の創出の促進、消費者ニーズ等を踏まえた機動的な経営判断を行うことができる農業経営体の創出推進、地域の多様な資源を活用した6次産業化等を促進し、農村全体の活性化を推進する。 こうした取組を支援するため、農林漁業成長産業化ファンド等の支援施策の活用や地域の農産物や食品のブランド化を図るための地理的表示保護制度の活用等を促進する。									
目標① 【達成すべき目標】	6次産業化等の取組の質の向上と拡大									
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			年度ごとの実績値							
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
ア 6次産業化の市場規模	1兆円	22年度	10兆円	32年度	-	-	-	-	-	「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)において、「6次産業化の市場規模を2020年(平成32年度)に10兆円にする」との目標が掲げられていることから、これを測定指標及び目標値として選定した。 なお、6次産業化の市場規模の定義については、食料・農業・農村政策審議会において6次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める7分野(加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等) ^(注3) の市場規模の合計である。 長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、前年度実績値を用いて評価を実施する。
					5.1兆円	5.5兆円				

イ	6次産業化の市場規模のうち、加工・直売分野における市場規模	1.2兆円	22年度	3.2兆円	32年度	-	-	-	-	-	「日本再興戦略改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、「6次産業の市場規模を現状の1兆円から2020年（平成32年度）に10兆円とする」との目標が掲げられている。 6次産業化の市場規模については、加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、区福祉農連携、地産地消、ICT、バイオマス、再生可能エネルギーの7分野の合計であるが、そのうち、農林漁業者が主体となった6次産業化の取組である加工・直売の市場規模を把握するため、測定指標として選定した。 目標値については、「日本再興戦略改訂2015」における6次産業化の市場規模の目標年度に合致させるとともに、加工・直売について過去の売上高からのトレンドにより見込んだ市場規模の伸びに、農林漁業成長産業化ファンドによる6次産業化事業体への出資の予測件数と既存の出資事業体の売上規模に基づく市場拡大効果を加味して算出の上、設定した。 年度ごとの目標値については、「日本再興戦略改訂2015」において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、前年度実績値を用いて評価を実施する。
						2.0兆円	2.1兆円				
ウ	年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合	16%	18年度	50%	32年度	-	-	-	-	-	「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」（平成23年3月農林水産省告示）において、「主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額が1億円以上のものの割合を、平成32年度までに50%以上とすることを目指す」とされていることから、「年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合」を把握するため指標として選定した。 目標値については、「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」に掲げられた内容に基づいて設定した。 年度ごとの目標値については、上記基本方針において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、前年度実績値を用いて評価を実施する。
						20.3%	20.7%				
エ	バイオマス産業都市の構築	-	-	100地区	30年度	51地区	68地区	85地区	100地区		技術とバイオマスの選択と集中によりバイオマス活用の事業化を重点的に推進する「バイオマス事業化戦略」が平成24年9月に策定され、地域のバイオマスを活用した事業化等を目指すバイオマス産業都市の構築が位置付けられたことを受けて、平成25年度より、関係7府省が共同でバイオマス産業都市の構築を推進していることから、測定指標として選定した。 目標値については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、「バイオマス産業都市を2018年までに約100地区構築する」とこととされているため、これを目標値として設定した。 年度毎の目標値については、目標値と達成年度までの年数とを勘案の上、毎年度一定数増加するものとして設定した。 ※関係7府省：内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
						52地区	68地区				
オ	再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区数	-	-	100地区	30年度	-	-	-	100地区		農山漁村には、土地、水、バイオマス等の再生可能エネルギーに利用できる資源が豊富に存在しており、これら資源を活用した再生可能エネルギー発電による収入を地域の農林漁業の発展に活用する多様な取組が、今後、全国各地で始まることを見込まれるところ。このような多様な取組を図る指標としては、電力量を把握するよりも、取組を行う地区数を把握することが適当であることから、測定指標として選定した。 目標値については、農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー発電は、太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電など多様であること、及び発電を行う事業主体や発電規模、売電収入の地域への還元方法など、地域によって多種多様な取組が行われていることから、これらを地域の事情に応じて組み合わせることにより、各都道府県においてそれぞれ2地区程度、全国で100地区の事例を育成することにより、新たに再生可能エネルギー事業に取り組みようとする事業主体が、事例を参考に取組を行うことが期待できるため、30年度を目標年度として設定した。 年度毎の目標値については、電源の種類等によりそれぞれ準備期間が異なることから、予め設定することが適当ではないため設定していない。
						32地区	57地区				
カ	地理的表示が登録されている都道府県の数	0都道府県	26年度	47都道府県	31年度	10都道府県	20都道府県	29都道府県	38都道府県	47都道府県	地理的表示保護制度は、気候や風土、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得するに至った商品の名称である「地理的表示」を知的財産として保護する、日本ではこれまでにない新しい制度であるため、広く制度周知を図り、都道府県等の自治体とも連携し、全国での活用を促すことが喫緊の課題である。このため、地理的表示が全都道府県で登録されることを目標とし、その達成状況を計る測定指標として選定した。 目標値については、まずはリーディングケースとしての実績を作ることにより、これを契機として更なる申請、制度の活用の拡大が期待できることから、5年間で全都道府県において少なくとも1登録されることとして設定した。 年度毎の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。
						10都道府県	21都道府県				

施策(2)		食品産業の競争力の強化									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		食品産業は、消費者ニーズに対応した食品を安定的に供給するという役割を担うとともに、国内農業とも深く結び付いた地域の主要産業の一つとして地方創生に欠かせない存在であることから、輸入食品との競争が激化する中で、高齢化の進展や人口減少、女性の社会進出等による市場環境の変化に的確に対応し、引き続き食品産業がその役割を十分に発揮していくことができるよう、中小規模の事業者も含め食品産業全体の競争力の強化に向けた取組を促進する必要がある。 このため、食品産業事業者が、食をめぐる様々な環境変化等を的確に捉え、リスクの伴う新たな分野への進出等に積極的にチャレンジする取組を後押しするべく、医福食農連携による食品産業事業者等の参入を促す。また、食品流通の各段階における効率化や機能の高度化等を推進する。更に、食品産業の持続的な発展に向け、環境問題への取組を始め、高齢化や人口減少等の影響により食料入手が困難となっている消費者が存在する地域への対策など社会的課題への対応のための取組等を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		新たな市場を創出するための環境づくりの推進									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値						
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
ア 食品関連事業者 ^(注3) と農業者の連携 に向けての商談件数	6件	21年度	155件	各年度	70件	155件	155件	155件	155件	農業の経営の発展とともに、食品産業全体の経営の発展のためには、農業者と食品関連事業者との連携により、新たなそして安定的な食材の利用促進を図る必要がある。このため、平成23年度からは対象事業者の範囲を広げ、それまでの外食・中食事業者に加えて食品加工業者等食品産業事業者も対象とすることとし、併せて目標値を見直した。農業者と食品関連事業者の連携の結びつきを拡げるため、産地懇談会等の開催により、積極的な取組を促すきっかけや環境づくりに取り組んでいることから、新たな取引のための商談件数を測定指標として選定した。 前年度の目標値については、平成22年度までの実績によると、産地懇談会(年間4回)では320件のマッチングが、フェア(年1回)では375件のマッチングが行われ、そのうちの5%がそれぞれ商談まで進んでいること、また、23年度からは、生産地での産地懇談会と都市での商談のためのフェアを連携させて実施することとした点を踏まえ、現状の5%をそれぞれ2倍の10%に伸ばすこととして、合計70件(交流会は32件、フェアは38件)を年度毎の目標値として設定したところ、166件の商談があり評価は、「A'(237%)」となった。 施策を分析した結果、近年、産地懇談会等の参加者には、地域食材の活用に意欲的な外食事業者も増えていること及び2年連続で目標値を達成していることから、目標値の設定方法を見直し、直近2カ年度における実績値の平均である155件を28年度以降の目標値として設定した。	
イ 食料の入手が困難となっている消費者への対策を必要としている市町村のうち、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の割合	83.6%	26年度	85.0%	各年度	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	「高齢化や人口減少等の影響により食料の入手が困難となっている消費者が存在する地域において、移動販売や宅配サービスの展開など、食品産業事業者等による地域の関係者等と連携した取組を推進する。」という基本計画上の施策の達成度合を総合的に評価するため、「食料の入手が困難となっている消費者への対策を必要としている市町村のうち、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の割合」を測定指標として選定した。 目標値については、農林水産省では、この問題が顕在化した平成20年度から施策を実施しているが、平成23年度から実施している市町村アンケートの結果を見ると、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数は着実に増加している一方、高齢化や人口減少の深刻化に伴い、対策を必要とする市町村数も増加しているため、その実施割合は平均85%程度で推移している状況であることから、今後も高齢化や人口減少等により対策を必要とする市町村数の増加が想定される中で、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の増加を施策により維持することとして設定した。	
					85.5%	82.8%					

目標② 【達成すべき目標】		食品流通の効率化及び高度化等								
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			年度ごとの実績値							
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
ア 1中央卸売市場当たりの取扱金額	585億円	25年度	632億円	32年度	607億円	609億円	623億円	626億円	629億円	【測定指標の選定理由】 「食料・農業・農村基本計画」では、生鮮食料品等の流通基盤である卸売市場が直面する様々な課題に的確に対応し、その機能の更なる高度化を図るため、各市場それぞれの立地条件や独自の強みを踏まえた経営戦略を確立し、産地や実需者と連携を通じた魅力ある生産物の集荷・販売を推進するとともに青果物等の輸出拠点として、卸売市場の活用を目指す新たな取組などを推進することとされている。このため、卸売市場の健全性を測定するため、次の理由により、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」を測定指標として選定した。 ①生鮮食料品等の安定的かつ効率的な流通の確保には、卸売市場の安定した経営・運営が不可欠であり、卸売市場の安定的な経営・運営を確保する観点からは、卸売業者の営業利益を把握することが重要である。 ②しかしながら、「卸売業者の営業利益」は、外部要因からの影響等による変動幅が大きく、施策の有効性を評価するに当たっては、適当でないと考えられる。 ③他方、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」は、「卸売業者の営業利益」と相関関係にある。 ④また、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」は、変動幅が「卸売業者の営業利益」と比較して小さく、更に卸売市場法に基づく調査であることにより、結果をより迅速かつ正確に把握できる等の利点がある。 【目標値の設定根拠】 目標年度は、第10次卸売市場整備基本方針の目標年度であり、基本計画の見直し年度でもある平成32年度と設定した。 目標値については、卸売市場の安定的な経営・運営を確保する観点から、取扱金額と相関関係にある営業利益について安定性を考慮した目標値を設定し、それに対応する取扱金額632億円(税込み)を目標値として設定した。 年度毎の目標については、基準年度(平成25年度)実績値から目標年度(平成32年度)目標値まで、直線的に増加(税抜で3%増、税込で8%増)するものとして設定した。
					660億円	695億円				

目標③ 【達成すべき目標】		食品産業における生産性向上及び環境問題等の社会的な課題への取組の推進								
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			年度ごとの実績値							
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
ア 食品循環資源の再生利用等実施率	食品製造業 94% 食品卸売業 53% 食品小売業 37% 外食産業 17%	22年度	食品製造業 95% 食品卸売業 70% 食品小売業 55% 外食産業 50%	31年度	食品製造業 95% 食品卸売業 60% 食品小売業 47% 外食産業 29%	食品製造業 95% 食品卸売業 62% 食品小売業 48% 外食産業 33%	食品製造業 95% 食品卸売業 64% 食品小売業 50% 外食産業 38%	食品製造業 95% 食品卸売業 66% 食品小売業 52% 外食産業 42%	食品製造業 95% 食品卸売業 68% 食品小売業 53% 外食産業 46%	食品リサイクル法に基づき定められる「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、食品産業の4業種(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)に対し食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標(実施率)が定められていることから、これを測定指標及び目標値として選定した。 各年度の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、毎年度の目標値は、前年度の値を記入している。
					食品製造業 95% 食品卸売業 57% 食品小売業 46% 外食産業 24%	食品製造業 95% 食品卸売業 60% 食品小売業 47% 外食産業23%				
イ 飲食サービス業の労働生産性の伸び率	-	-	3.0%	32年度	-	-	-	-	-	「サービス産業チャレンジプログラム」(平成27年4月15日日本経済再生本部決定)において、サービス産業全体の労働生産性の伸び率が、平成32年までに2.0%(平成25年:0.8%)となることを目指すことが決定されたため、「飲食サービス業の労働生産性の伸び率」を測定指標として選定した。 目標値は、サービス産業全体の目標値2%をもとに、その数値を上回る3%を設定した。 年度ごとの目標値については、「サービス産業チャレンジプログラム」において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。
					-	4.4%				

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			28年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成28年行政事業レビュー 事業番号
	25年度 [百万円]	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]				
(1) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農工商等連携促進法)(平成20年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援する。 この法律の適正な執行により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進に寄与する。	-
(2) 卸売市場法(昭和46年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-②-ア	生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、中央卸売市場整備計画に基づき開設者が行う施設整備に対する支援等を通じて卸売市場の整備を促進するとともに、卸売業者等に対する指導監督により卸売市場の適正かつ健全な運営を確保する。 この法律の適正な執行により市場施設の計画的な整備が進むとともに、卸売市場の適正かつ健全な運営が確保されることにより、卸売市場の機能強化が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-
(3) 食品流通構造改善促進法(平成3年)	-	-	-	-	(2)-①-イ	一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興のため、食品流通部門の関係事業者が構造改善を行う取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融、税制その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(4) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(5) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。 この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展を通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(6) 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(7) 中小企業等経営強化法(平成28年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	労働力人口の減少や企業間の国際的な競争の活発化等の下での中小企業・小規模事業者・中堅企業の経営の強化を図るため、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年3月31日法律第18号)」を改正し、事業分野ごとに新たに経営力向上のための取組等について示した指針を主務大臣において策定するとともに、経営力向上計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者等に、固定資産税の軽減や金融支援等の措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、中小企業・小規模事業者等の経営力の向上につながり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(8) 産業競争力強化法(平成25年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	経営資源の有効活用を通じ、産業の生産性向上を図るため、強化法に基づく計画の認定を受けた事業者に対して、税制、融資、債務保証、会社法の特例などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、事業者の生産性が向上し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(9) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(中小企業地域資源活用促進法)(平成19年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業に対して、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、新商品の開発等が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(10) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成13年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-③-ア	食品関連事業者に対して食品廃棄物の排出抑制と食品循環資源の再生利用の推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-
(11) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルの推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-
(12) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	工場等におけるエネルギー使用の合理化等を推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-

(13)	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成11年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	地球温暖化対策計画の策定等により温室効果ガス排出抑制を促進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-
(14)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-オ	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。 この法律の適正な執行によりエネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(15)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法) (平成22年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組み際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(16)	種苗法 (平成10年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(17)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-エ	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	-
(18)	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 (平成24年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出融資や経営支援を行う枠組みを定める。 この法律の適正な執行により、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(19)	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成25年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-オ	農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する。 この法律の適正な執行により、エネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(20)	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法) (平成27年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-カ	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産者の利益の保護を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(21)	6次産業化ネットワーク推進対策事業 (平成25年度) (主)	1,080 (580)	3,980 (3,194)	4,860 (3,236)	2,011 (1,337)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援する。 この支援措置により、6次産業化等の取組の面的な拡大を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0016
(22)	6次産業化サポート事業 (平成26年度) (主)	-	290 (288)	320 (299)	369 (352)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (2)-①-ア	6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援する。 この支援措置により、6次産業化等の取組の面的な拡大を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0018
(23)	食品の品質管理体制強化対策事業 (平成26年度) (関連：28-1)	-	236 (228)	205 (204)	169 (166)	(2)-②-ア	日本の食品事業者による食品の安全性と国際的な信頼の向上を図るため、衛生・品質管理に関する情報等の調査・分析、HACCPの導入促進等に関する研修の実施等を行う。 この支援措置により、6次産業化等の取組の質の向上と国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の導入の促進に寄与する。	0019
(24)	食品ロス削減等総合対策事業 (平成26年度) 食品リサイクル促進等総合対策事業 (平成28年度) (主)	-	95 (73)	111 (97)	77 (64)	(1)-①-ア (2)-③-ア	食品産業の体質強化と地域活性化に向けて、商慣習の見直し等の食品ロス削減国民運動を展開するとともに、エネルギー利用と高付加価値農業を推進する新たな食品リサイクルループ構築等を推進する取組を支援する。 この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	0020
(25)	食料品アクセス環境改善対策事業 (平成26年度) (主)	-	9 (8)	9 (8)	8 (8)	(1)-①-ア (2)-①-イ	食料品アクセス環境を改善するため、地域の関係者が一体となって継続的な取組が行える仕組み作りを支援する。 この支援措置により、地域の実態に応じた自律的かつ継続的な取組が推進され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進に寄与する。	0022

(26)	食品サプライチェーン強靱化総合対策事業 (平成27年度) (主)	-	-	23 (23)	19 (19)	(1)-①-ア	首都直下地震及び南海トラフ地震の被災が想定される地域において、災害発生時にも機能する食品サプライチェーンを確保するため、食品産業事業者間における連携・協力体制を構築するための取組を支援する。 この支援措置により、円滑な食料供給が可能となるなど、災害時の食料供給機能の強化が図られることで、食品サプライチェーンの適切な機能の発揮に寄与する。	0023
(27)	輸出総合サポートプロジェクト事業 (平成25年度) 輸出総合サポートプロジェクト (平成28年度) (関連28-4)	1,002 (1,002)	1,192 (1,182)	1,381 (1,381)	1,481 (1,409)	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円に拡大させるため、JETRO等への補助を通じて、輸出に取り組む事業者の裾野を広げるとともに、多くの輸出機会を創出し、川上から川下に至るまでの総合的なビジネスサポートを強化する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0026
(28)	輸出戦略実行事業 (平成25年度) (関連28-4)	10 (10)	152 (152)	152 (147)	152 (152)	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円に拡大させるため、オールジャパンでの輸出促進の司令塔として、輸出戦略実行委員会を開催し、品目別の「輸出拡大方針」を策定、品目別輸出団体の取組の検証、諸外国の輸入規制等の輸出環境課題の整理等を行う。また、輸入規制に關与する外国政府の行政官等を招へいし、日本の農林水産物・食品の安全性等に関する現地確認等を行う。 この支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向け、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0028
(29)	食品産業グローバル展開インフラ整備事業 (平成25年度) 食品産業グローバル展開推進事業 (平成28年度) (関連28-4)	64 (58)	198 (168)	102 (91)	104 (99)	(1)-①-ア	食産業のグローバル展開に当たって障壁となる諸外国の食品の規格基準等への対応やグローバル展開のための人材確保の取組及びフードシステム全体での海外展開を支援する。 この支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向けた、食品産業のグローバル展開の推進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0029
(30)	東アジアにおける植物品種の保護強化・活用促進事業 (平成25年度) (関連28-4)	45 (41)	32 (28)	38 (36)	36 (30)	(1)-①-ア	東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を促進するための協力活動を実施。また、審査に必要な植物種類ごとの主要な特性を整理し、審査基準案を作成するとともに、登録品種の植物体標本及びDNAを保存し、真正サンプルに関する情報収集を実施する。 これらの取組を実施することにより、品種登録審査の着実な実施及び海外における我が国の新品種の保護等を図り、知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与するとともに、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0030
(31)	輸出に取り組む事業者向け対策事業 (平成25年度) (関連28-4)	-	868 (668)	1,140 (989)	842 (677)	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円に拡大させるため、品目別の輸出促進の司令塔としてマーケティングや産地間連携を行う品目別輸出団体の育成や、周年供給体制の構築を図るため産地間連携や輸出環境整備を図る取組等を支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0032
(32)	植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化・活用事業 (平成26年度) 種苗産業海外展開促進事業 (平成28年度) (関連28-4)	-	18 (16)	14 (13)	30 (26)	(1)-①-ア	国内における種子検査体制の強化、DNA品種識別技術の開発による侵害対策等に向けた取組を推進する。 これらの取組を実施することにより、種苗産業の共通課題の解決を可能とする体制の構築に向けた環境整備等の推進を図り、知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与するとともに、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0033
(33)	輸出環境整備推進事業 (平成27年度) (関連28-4)	-	-	67 (53)	293 (256)	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円に拡大させるため、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のための政府間交渉に必要な情報・データの収集等を行う。また、日本産食品に多く含まれる既存添加物の使用が米国、EUで認められるためのデータ収集等の支援や米国食品安全強化法に事業者が対応するための支援を行う。 これらの支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向け、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0035
(34)	国際農産物等市場構想推進事業 (平成27年度) (関連28-4)	-	-	62 (52)	200 (172)	(1)-①-ア	国際空港近辺の卸売市場から国産農産物等を輸出する構想(国際農産物等市場構想)を推進するための調査と計画策定を支援する。また、卸売業者や仲卸業者等が輸出対応型の品質管理高度化設備を導入する取組を支援する。 これらの支援措置により、卸売市場からの輸出を促進するための環境が整備され、国産農産物等の輸出拠点として、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0036
(35)	国際農業協力等委託・補助事業 (平成25年度) (関連:28-4,5)	200 (196)	184 (183)	321 (300)	293 (290)	(1)-①-ア	食のインフラシステムの輸出を通じた我が国食産業の海外展開の促進に向け、官民協議会を設置し、重点地域・国におけるフードバリューチェーン構築のための調査・取組を支援する。 これらの取組を実施することにより、グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づく、食のインフラシステム輸出が推進されることで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0040
(36)	地域バイオマス産業化推進事業 (平成24年度) (関連:28-12,15)	682 (446)	1,955 (1,757)	1,258 (1,207)	881 (805)	(1)-①-ア (1)-①-エ	市町村等によるバイオマス産業都市の構想づくりや、構想の実現に必要なバイオマス利活用施設の整備等に関する取組を支援する。 この支援措置により、地域に存在するバイオマスを活用した持続可能な事業の創出が図られ、農業の振興や地域の活性化に寄与する。	0195

(37)	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 (平成25年度) (関連:28-12,15)	165 (144)	204 (179)	201 (187)	103 (94)	(1)-①-ア (1)-①-オ	農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想から運転開始に至るまでに必要となる様々な手続・取組を総合的に支援する。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	0197
(38)	食文化発信による海外需給フロンティア開拓加速化事業 (平成28年度) (関連28-4)	-	-	-	800 (767)	(1)-①-ア	海外において日本食・食文化の魅力発信の取組を実施し、日本産農林水産物・食品に対する海外レストランや一般消費者の需要開拓を推進する。 この支援措置により、海外における日本食・食文化の理解の深化を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	新28-0001
(39)	サービス産業イノベーション推進事業 (平成28年度) (主)	-	-	-	100 (90)	(2)-③-イ	外食・中食産業における生産性向上の推進を啓発・普及する研修会や異業種交流会等を実施するとともに、ICT・ロボット技術の導入、業務の共同化等のモデル的な取組を支援する。 この支援措置により、外食・中食産業の生産性向上を図り、食品産業における生産性向上の推進に寄与する。	新28-0005
(40)	食によるインバウンド対応推進事業 (平成28年度) (関連28-4)	-	-	-	70 (69)	(1)-①-ア	地域の食の魅力を発信する基盤づくりを支援するとともに、訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進する。 この支援措置により、インバウンド需要の増大が日本産食材等の評価を高めるといった好循環の構築を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	新28-0006
(41)	地理的表示等活用総合対策事業 (平成28年度) (関連28-4)	-	-	-	174 (161)	(1)-①-カ	地理的表示(GI)の登録申請を支援する窓口の整備、地理的表示保護制度の普及啓発と理解の促進、地理的表示保護制度等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援、知的財産マネジメントに関する普及活動と人材育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を推進する。 これらの支援措置により、農山漁村の持つ知的財産としてGI等の地域ブランド商品の価値の十分な評価、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組の一層の強化及び諸外国において第三者が我が国の地名を冠した商品を販売するといった問題への対応等がなされ、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及びGI等の知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	新28-0008
(42)	日本発食品安全管理規格策定推進事業 (平成28年度) (関連28-4)	-	-	-	90 (85)	(1)-①-ア	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させるとともに、我が国食料産業が海外の食市場の成長を取り込んでいく必要がある。そのためには、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要があり、それを目的として、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証スキーム文書の案の作成とその国際標準化を推進する取組を支援する。 この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与するとともに、我が国の「食文化・食産業」の海外展開が促進され、成長するアジア市場の需要を取り込むことで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	新28-0009
(43)	農業ICT標準化推進事業 (平成28年度) (関連28-4)	-	-	-	15 (15)	(1)-①-ア	農業生産に関連する様々な情報は、ICTを活用して多くの情報を集約することでビッグデータとなり、生産性向上や高品質化等様々な目的に利用できると期待されている。しかし、現在、我が国の農業分野のICTには統一規格がなく、関連企業はそれぞれ独自の規格に基づく製品を販売しており、互換性がないことから、ビッグデータ解析が困難な状況である。そこで、農業生産現場における情報の創成・流通を促進するため、農業分野のICTの標準化を推進することにより、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	新28-0010
(44)	農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業 (平成28年度) (関連:28-12,15)	-	-	-	60 (54)	(1)-①-ア (1)-①-オ	農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援する。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	新28-0030
(45)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (関連:28-9,11,13)	31,114 の内数 (27,416 の内数)	32,262 の内数 (31,226 の内数)	52,429 の内数 (49,286 の内数)	21,582 の内数 (20,170 の内数)	(1)-①-ア (2)-②-ア	卸売市場の機能強化を図るため、中央卸売市場の開業者等が行う卸売場の低温化等の取組に対し支援する。 この支援措置により卸売市場において低温化された施設等の整備が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大・食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	0129
(46)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:28-7,8,12,14,15,16,17,18,19,22)	-	-	-	7,326 の内数 (7,011 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を観光、教育、福祉等に活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農山漁村集落が存続に向けて集落間の連携を図る取組、地域資源を活用した所得又は雇用の増大に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援する。 この支援措置により、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	新28-0028
(47)	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 (平成24年度) (関連:28-12,14,15)	1,323 (1,227)	1,071 (903)	922 (716)	476 (438)	(1)-①-オ	農業水利施設を活用した小水力等発電の導入に係る調査設計等の取組を支援する。 この支援措置により、再生可能エネルギーの活用と農業水利施設の維持管理費軽減に向けた取組の促進を図り、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	0194

(48)	農林漁業成長産業化ファンド (平成24年度) (関連:28-15)	35,000 [25,000] (産投出資) 10,000 (産投貸 付)]	15,000 [5,000] (産投出資) 10,000 (産投貸 付)]	5,000 [5,000] (産投貸 付)]	5,000 [5,000] (産投貸付)]	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施する。 この支援措置により、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	—
(49)	農工商等連携促進法に係る資金 (平成20年度)	—	—	—	—	(1)-①-ア (2)-①-ア	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に必要な設備及び長期運転資金や、農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(中小企業事業等))の支援をする。 この支援措置により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進に寄与する。	—
(50)	生鮮食料品等小売業近代化貸付制 度 (昭和43年度)	—	—	—	—	(2)-①-イ	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))の支援をする。 この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。	—
(51)	食品流通構造改善貸付金のうち食 品生産販売提携事業施設 (平成3年度)	—	—	—	—	(2)-①-イ	生産者と食品販売業者の連携による食品流通の構造改善事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	—
(52)	特定農産加工資金 (平成元年度)	—	—	—	—	(1)-①-ア	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、特定農産加工業者等の行う経営改善に対する金融措置(㈱日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な施設等取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	—
(53)	新規用途事業等資金 (昭和60年度)	—	—	—	—	(1)-①-ア	国産農林水産物の加工の増進を通じ、その消費の拡大を図ることにより、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、特定農林畜水産物を新規用途事業に採用する食品製造業者等に対し金融措置((㈱日本政策金融公庫(農林水産事業))からの融資)の支援をする。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	—
(54)	食品流通構造改善資金のうち食品 生産製造提携事業施設 (平成12年度)	—	—	—	—	(1)-①-ア	食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図るため、食品製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	—
(55)	食品安定供給施設整備資金 (平成11年度)	—	—	—	—	(1)-①-ア	食品又は飼料の安定的な国内供給体制等の整備を図るため、食料の安定供給の確保に資する食品又は飼料製造業者等に対し金融措置(㈱日本政策金融公庫(農林水産事業))からの融資)の支援をする。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	—
(56)	6次産業化に係る資金 (平成22年度)	—	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	6次産業化等に取り組む主業農家に対して、生産・加工・販売分野のチャレンジ性のある取組に必要な無利子の農業改良資金を融通する。 ・農林水産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)) この支援措置により、農林漁業者等の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	—
(57)	農業協同組合、同連合会、農業組 合法人等が、日本政策金融公庫(食 品流通改善資金-卸売市場近代化 施設)の貸付を受けて取得した共同 利用の機械及び装置についての課 税標準の特例措置 [固定資産税:地方税法第349条の 3第4項] (昭和49年度)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	(1)-①-ア (2)-②-ア	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置に対する課税標準額を3年間、1/2控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用設備の近代化が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	—

(58)	農業協同組合、中小企業等協同組合等が政府の補助又は農業近代化資金等の貸付を受けて取得した、農林漁業者等の共同利用に供する施設に対する課税標準の特例措置 〔卸売市場関係〕 〔不動産取得税：地方税法第73条の14第6項〕 （昭和46年度）	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	(1)-①-ア (2)-②-ア	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が取得する共同利用施設に係る課税標準は、貸付又は交付金額をもとに計算した一定額を価格から控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用施設の整備の促進が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	—
(59)	卸売市場及びその他の機能を補完する一定の施設に係る事業所税の非課税措置 〔事業所税：地法第701条の34第14号〕 （昭和50年度）	1,155 (1,155)	1,155 (1,155)	1,155 (1,155)	1,155 (1,155)	(1)-①-ア (2)-②-ア	卸売市場の事業の用に供する施設等に係る事業所税を非課税とする。 この支援措置により、都市部における卸売市場の税負担が軽減されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	—
(60)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（卸売市場） 〔所得税・法人税：租税特別措置法第33条の4、第64条の2、第68条の71〕 （昭和46年度）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(1)-①-ア (2)-②-ア	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用された場合、収用を受けた者について5,000万円までの所得の控除又は特別勘定を設け経理し損金に算入する。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	—
(61)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（卸売市場） 〔所得税・法人税：租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70〕 （昭和46年度）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(1)-①-ア (2)-②-ア	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用され、譲渡収入により代替資産を取得した場合、原則として、当該譲渡収入がなかったものとみなす。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	—
(62)	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（食品流通構造改善促進法） 〔所得税・法人税：租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75〕 （平成3年度）	—	—	—	—	(2)-①-イ	食品流通構造改善促進法に基づく認定を受けた食品商業集積施設整備事業の用に供するために、地方公共団体が出資する法人等に譲渡した土地等の譲渡益について、年1,500万円を上限に特別控除する。 この支援措置により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図ることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	—
(63)	産業競争力強化法に係る特例措置 〔登録免許税：租税特別措置法第80条〕 （平成25年度）	—	—	—	—	(1)-①-ア	産業競争力強化法の計画認定を受けた企業等が認定された計画に従って会社設立や増資等を行う場合、登録免許税を軽減する（0.7%→0.35%等） この支援措置により、新たな会社の設立や増資等が促進され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	—
(64)	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る特例措置 課税標準の軽減措置 〔事業所税：地方税法附則第33条第5項〕 （平成元年度）	35 (73)	35 (75)	15 (73)	15 (12)	(1)-①-ア	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、以下のことを実施する。 資産割 1/4相当額を控除 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な機械等を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	—
(65)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除制度（研究開発税制） 〔所得税・法人税：租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9〕 〔法人住民税：地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第92条第1項第4号〕 （昭和42年度）	2,314 (3,130)	2,985 (2,952)	3,058 (3,858)	3,649 (3,367.3)	(1)-①-ア	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を、支出した年度の所得税額又は法人税額から控除する。 Ⅰ 試験研究費の総額の8～10%（中小企業者等については一律12%）の額を税額控除 Ⅱ 国の研究機関又は大学等と共同もしくは委託して行う試験研究の費用（特別試験研究費）の20%又は30%を税額控除 Ⅲ 試験研究費が増加した場合に試験研究費の増加額の5～30%を税額控除 Ⅳ 試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合に、売上高の10%を超える試験研究費の額に控除率を乗じた額を税額控除 農林水産業及び食品産業の研究開発を促進することにより、農林水産・食品産業の成長力及び国際競争力の強化に寄与する。	—
(66)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）（食品企業者関係） 〔所得税・法人税：措法第10条の3、第42条の6、第68条の11〕 （平成10年度）	6,879 (8,200)	10,039 (10,200)	10,200 (14,838)	10,200	(1)-①-ア	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除（ただし、資本金の金額が3千万円以下の中小企業に適用）との選択。 適用対象者は、中小企業者、事業協同組合等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 （1）機械及び装置（取得価格が160万円以上） （2）特定の器具及び備品（1台の取得価格が120万円以上） （3）一定のソフトウェア（1のソフトウェアの取得価格が70万円以上） この支援措置により、中小企業者等（食品企業者関係）の設備投資が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	—

(67)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(食品企業者関係) 〔所得税・法人税:措法第10条の5の3、第42条の12の3、第68条の15の4〕 (平成25年度)	1,943 (330)	1,951 (530)	550 (556)	570	(1)-①-ア	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除との選択。 適用対象者は、商業・サービス業等を営む中小企業者等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1) 器具・備品(1台の取得価格が30万円以上) (2) 建物附属設備(1台の取得価格が60万円以上) この支援措置により、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	—
(68)	公害防止用設備を取得した場合の特例措置 課税標準の軽減 〔固定資産税:地方税法附則第15条第2項〕 〔事業所税:地方税法第701条の41第1項表3〕 (平成8年度)	117.9 (110.5)	123.3 (99.1)	96.5 (90.7)	75.9 (81.6)	(1)-①-ア	公害防止用設備(汚水又は廃液処理施設、ばい煙の処理施設、産業廃棄物処理施設)を取得した際に、事業所税について資産割3/4相当額を控除すること、また、汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準を1/3を参酌し、1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。 この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の促進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	—
(69)	グリーン投資減税 (バイオマスエタノール製造設備) 〔所得税・法人税〕 (平成23年度)	300 (0)	300 (0)	300 (0)	210 (0)	(1)-①-ア (1)-①-エ	青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除(中小企業者等に限定。)が適用される。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	—
(70)	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例〔揮発油税・地方揮発油税:租税特別措置法第88条の7〕 (平成20年度)	23,200 (23,852)	28,686 (27,769)	34,050 (38,330)	39,357 (38,097)	(1)-①-ア (1)-①-エ	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	—
(71)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づきバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例〔固定資産税:地方税法附則第15条第25項〕 (平成20年度)	9 (10)	11 (5)	19 (21)	25 (42)	(1)-①-ア (1)-①-エ	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。	—
政策の予算額[百万円]				0 <60,026>	0 <49,501>			
政策の執行額[百万円]				0 <55,543>	0 <46,474>			

(注1)「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3) 複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	「6次産業化総合調査」(農林水産省大臣官房統計部)等により把握
			達成度合の判定方法	6次産業化の市場規模について、市場規模の増減の要因分析、成長している分野の傾向分析から、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改革や新商品開発・販売開拓への支援等が6次産業化の市場規模の拡大に寄与しているかを総合的に分析し、判定する。
		指標(イ)	把握の方法	「6次産業化総合調査」(農林水産省大臣官房統計部)及び「農林漁業成長産業化ファンド出資事業体の売上高」により把握。
			達成度合の判定方法	加工・直売の市場規模について、増減の要因、加工・直売に取り組む農林漁業者等に対する新商品開発・販路開拓の支援の状況などを総合的に分析し、判定する。
		指標(ウ)	把握の方法	「6次産業化総合調査」(農林水産省大臣官房統計部)により把握
			達成度合の判定方法	年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合について、増減の要因、直売所の売上向上に向けた取組状況や課題への対応状況などを総合的に分析し、判定する。
		指標(エ)	把握の方法	関係7府省が合同で募集し、有識者委員会による評価を経て、バイオマス産業都市として選定した地区の数を集計。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(オ)	把握の方法	補助事業における事業実施主体の状況報告や地方農政局等からの聞き取り等により把握
			達成度合の判定方法	評価に当たっては、各年度ごとの新規取組数を基本としつつ、農山漁村における再生可能エネルギー導入の検討状況等を総合的に分析し、判定する。
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	産地懇談会及びフェアにおいて実施する来場者アンケートにより把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	食料産業局食品流通課が全市区町村に対して実施しているアンケート調査により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上110%以下、Bランク:80%以上90%未満、Cランク:80%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	卸売市場法(第二十八条)に基づく中央卸売市場卸売業者の事業報告書により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標③	指標(ア)	把握の方法	食品関連事業者から農林水産大臣へ報告される定期報告及び食品循環資源の再生利用等実態調査を基に算出。ただし、評価時点では、当該年度の実績値が把握困難なことから、前年度実績値を用いる。
			達成度合の判定方法	食品リサイクル法に基づく食品産業における4業種(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)にそれぞれ定められた食品循環資源の再生利用等実績値÷目標値 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	財務省が実施している「法人企業統計」により把握
			達成度合の判定方法	当該統計に基づく計算値(直近3カ年の年間平均労働生産性変化率)、研修会・交流会の参加事業者数、消費者物価指数、市場動向等を総合的に分析し、判定する。

2. 用語解説

注1	食品産業	食品小売業・卸売業、食品製造業、外食・中食産業の総称。
注2	6次産業化7分野	加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消、ICT活用・流通、バイオマス・再生可能エネルギーの7分野。
注3	食品関連事業者	食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者及び外食・中食事業者